

## 生活困窮者住居確保給付金支給要領

### 第1 趣旨

この要領は、離職、自営業の廃止（以下「離職等」という。）又は個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行うことを目的とし、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき岩手県が行う生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義

- 1 「常用就職」とは、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが 6 か月以上の労働契約による就職をいう（生活困窮者自立支援法施行規則（以下「規則」という。）第 10 条第 5 号）。
- 2 「住宅扶助基準に基づく額」とは、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 7-4-(1)-ア、第 7-4-(1)-オをいう。  
ただし、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）第 7-56 に基づく運用を行っている場合は、当該限度額によるものとする(※)。  
※ 床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額については適用しない。
- 3 「家賃額」とは、申請者又は受給者が賃借する賃貸住宅の 1 か月当たりの家賃額をいう。  
ただし、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。
- 4 「基準額」とは、町村民税均等割が非課税となる者の収入額の 1/12 の額をいう。
- 5 「収入基準額」とは、基準額に家賃額を合算した額をいう。
- 6 「国の雇用施策による給付」とは、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第 7 条第 1 項に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）をいう。
- 7 「不動産媒介業者等」とは、不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

### 第3 実施体制

#### 1 実施主体

- (1) 実施主体は、広域振興局とする。
- (2) 各広域振興局の所管区域は、別表のとおりとする。
- (3) 申請者が、住居喪失者であり新規に賃貸住宅を賃借する場合は新たな居住地を所管する広域振興局を、住居喪失のおそれのある者であり現に賃貸住宅を賃借している場合は、現居住地を所管する広域振興局を実施主体とする。

#### 2 実施体制

- (1) 関係事務のうち、支給事務（支給審査、支給決定及び支給）は、実施主体である広域振興局の保健福祉環境部等（以下「広域振興局」という。）が行う。
- (2) 関係事務のうち、窓口業務（相談・受付業務、受給中の面接等）については、法第5条第1項及び第2項に基づき生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）が行う。

### 第4 支給要件

#### 1 支給要件

住居確保給付金の支給対象となる者は、次表の①～⑧のいずれにも該当する生活困窮者である。

①	ア離職等又はイヤむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
②	ア申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること 又は イ就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること
③	ア離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと イ申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
④	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること〔収入要件〕
⑤	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が

	基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること〔資産要件〕
⑥	公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
⑦	国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと

**（1）基本要件（規則第10条第1号イ、ロ関係）**

① 離職等

離職等とは、離職のほか事業を行う個人の当該事業の廃止をいう。（規則第3条第1号）

離職時の雇用形態、雇用期間、離職理由は問わない。就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が減少した時の雇用形態、雇用期間は問わない。ただし、再支給については、従前の支給終了後に新たに解雇（本人の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）された場合のみが対象となる。

② 住居喪失

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、当該申請者が求職活動等を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないこととする。

**（2）離職期間要件（規則第10条第1号イ関係）**

① 延長申請及び再延長申請における取扱い

延長及び再延長の申請時には、離職等の日から2年以内であることについては問わない。

**（3）生計維持要件（規則第10条第2号イ、ロ関係）**

① 生計維持

自ら就労等により収入を得て、世帯の生計を主として維持していることをいう。離職時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合であっても対象とする。

**（4）収入要件（規則第10条第3号関係）**

① 基準額

町村民税が課税されていない者の収入額（各町村が条例で定める町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000円未満切り捨て。）に

1/12 を乗じて得た額（1,000 円未満切り上げ。）とする。

基準額の設定に当たっては、次のとおり計算する。

ア 各町村の条例の内容を踏まえ、世帯員数別に町村民税均等割非課税限度額を算出する。

イ 次に、申請者が給与所得者か否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、アで求めた町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する（1,000 円未満切り捨て。）。この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。

ウ イで求めた収入額に 1/12 を乗じることにより基準額を算出する（1,000 円未満切り上げ。）。

## ② 世帯

「同一の世帯に属する者」とは、同一の世帯に居住し、生計を一にする者をいう。ただし、未成年かつ就学中の子の収入は住居確保給付金にかかる収入には含まない。

## ③ 収入

ア 算定する収入の期間

申請日の属する月の収入で判断する。

申請日が月の途中の場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。

申請日の属する月の収入が確実に推計することが困難な場合は、申請日の属する月の収入にかわって直近 3 か月程度の平均収入を活用する、又は前月の収入を活用することとする。

申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして取り扱う。

イ 算定する収入の範囲等

(ア) 就労等収入

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費支給額は除く。）とする。

また、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）をいう。

(イ) 公的給付等

定期的に支給される雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、公的年金をいう。

(ウ) 親族等からの継続的な仕送り

(エ) 借入金等の取扱い

借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入とし

て算定しない。

ウ 収入に変動がある場合の取扱い

(ア) 就労等収入

毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。

(イ) 公的給付等

複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。

(5) 資産要件（規則第10条第4号関係）

① 金融資産の範囲

金融資産とは、預貯金及び現金をいう。なお、債券、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含まない。

負債がある場合、金融資産と相殺はしない。

(6) 求職活動等要件（規則第10条第5号関係）

① 求職の申込

規則第3条第1号に基づく申請者は、公共職業安定所への求職申込みを行うこととする。申請者が申請時に求職申込みを行っていない場合、広域振興局は、公共職業安定所への求職申込みを指示する。

② 求職活動

申請時、常用就職を目指した求職活動等を行うことを確認書によって確認するとともに、支給開始後は、求職活動を確認することとする。

③ 就労支援等

求職活動に対して、自立相談支援機関は就労支援等を行うとともに、広域振興局は、就労支援を受けること等必要な事項を指示することができる（規則第14条）。支給対象者が、正当な理由がなく、これに従わない場合は不支給とする（規則第15条）。

自立相談支援機関が行う就労支援等は、プランに基づき実施することとする。また、プランに位置づけず住居確保給付金の支給を行った（緊急支援の）場合は、事後的にプランを作成し、就労支援等を行う。

(7) 調整規定（規則第18条関係）

① 職業訓練受講給付金との調整

職業訓練受講給付金を受給できる場合、これを受けることができる期間は、住居確保給付金を支給しない。

住居確保給付金の受給期間中に職業訓練受講給付金を受給した場合、住居確保給付金の支給は停止され、一定の手続きを経て、再開される。

## ② 類似給付の受給について

住居を喪失した離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等とは、離職者が就職を容易にするための住居費に充てることを目的としている給付等を指す。なお、当該給付等の受給等が終了した後、なお支援が必要な場合は、住居確保給付金の支給を受けることができる。

## 2 求職活動等要件

(1) 広域振興局は、支給対象者に対し、常用就職に向けた次の①～③の求職活動等を行うことを指示するものとする。ただし、規則第3条第2号に該当する者については、②、③を求めない。

- ① 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

(2) 住居確保給付金の支給申請を受けて、自立相談支援機関により支給対象者のアセスメントが行われ、その結果に基づきプランが策定される。

アセスメントにおいては、支給対象者の離職等理由、離職等期間、資格の有無等を総合的に勘案し、支給対象者の状況に応じた適切な就労支援を選択する。広域振興局は、策定されたプランに基づき、誠実かつ熱心に求職活動等を行うことを指示する。

- ① プランに基づき、自らの求職活動のみで就職が可能と判断される場合、公共職業安定所による生活保護受給者等就労自立促進事業を利用する場合、自立相談支援機関の就労支援員による担当者制の就職に向けた支援を利用する場合は、併せて、(1)の求職活動等を誠実かつ熱心に行う。
- ② 就労準備支援事業又は就労訓練事業を利用する場合についても、これらの事業をプランに基づき利用しながら、原則として、(1)の求職活動等を行うこととするが、アセスメントにおいて、求職活動等を継続するよりも、これらの事業を一定期間集中的に利用することにより早期就職につながると判断される場合は、例外として一定期間、(1)の求職活動等を留保することができることとする。なお、(1)の求職活動等要件を留保するかどうかについてはプランにおいて明確化することとし、プラン確定までは、(1)の求職活動等を誠実かつ熱心に行うこととする。

※ 広域振興局において、申請内容が適正であると判断されると、住居喪失者については、支給決定前に「住居確保給付金支給対象者証明書」（様式3号。以下「対象者証明書」という。）が交付される（第8-7(4)を参照）。その交付をもって、支給対象者は求職活動等要件を満たすことが求められる（第8-7(5)を参照）。

## 第5 支給額

### 1 支給額

住居確保給付金は1か月ごとに支給し、その月額は、次の(1)(2)の場合に応じ、それぞれ定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。

(1) 申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合  
生活困窮者が賃借する住宅の1か月当たりの家賃の額(※)

(2) 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合

基準額と生活困窮者が賃借する住宅の1か月当たりの家賃の額(※)を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

支給額＝基準額＋生活困窮者が賃借する住宅の1か月当たりの家賃の額(※)－世帯収入額

(※) 賃貸借契約書に記載された実際の家賃の額

なお、住居喪失者については、基本的には住宅扶助基準に基づく額以下の家賃額の賃貸住宅に入居することとする。

## 2 支給額の調整

1の(2)により算出した支給額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。また、支給額が100円未満であるときは、100円を支給額とする。

## 第6 支給期間等

### 1 支給期間

3か月とする。

### 2 支給期間の延長等

一定の要件を満たす場合には、申請により、3か月ごとに9か月までの範囲内で支給期間を延長することができる。

### 3 支給の中断

一定の要件を満たす場合には、申請により、支給を中断することができる。

### 4 支給開始月

新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始する。

現に住宅を賃借している者にあつては、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。

住居確保給付金は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当

することはできない。

## 第7 支給方法

広域振興局から、不動産媒介業者等の口座へ振り込むものとする（受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限らない。＝代理受領）。ただし、受給者がクレジットカードを使用する方法により賃料を支払うこととなっている場合であって、特に必要と認める場合には、受給者の口座へ振り込むものとする。

## 第8 支給決定までの手続等

### 1 面接相談等

(1) 自立相談支援機関は、相談者が住居確保給付金の支給を要すると判断される場合又は支給要件に該当すると考えられる場合には、相談者に対し住居確保給付金の趣旨、概要等を説明するとともに、雇用施策や社会福祉協議会による生活福祉資金貸付事業等の関係事業の概要を説明する。また、必要に応じて、雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談を助言するとともに、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、これを優先して申請を促す。

※ 住居確保給付金は、緊急に支給が必要な場合には、プランの作成や支援調整会議の開催を経ずに支給することを可能とする。ただし、この場合であっても、事後的にプランを作成し、支援調整会議に報告することが必要である。

(2) 相談者が住居確保給付金の支給申請を希望する場合は、支給要件、手続の流れ等を説明する。

### 2 支給申請の受付

住居確保給付金の支給を受けようとする者（以下、本章において「支給申請者」という。）は、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」（規則様式第1号（様式1-1）。以下、本章において「申請書」という。）に厚生労働省社会・援護局長が定める書類を添えて、広域振興局長に提出しなければならない（規則第13条）。

(1) 自立相談支援機関は、支給申請者に対し、「住居確保給付金申請時確認書」（様式1-1号A。以下「確認書」という。）を丁寧に説明し、誓約事項及び同意事項すべてについて承諾した上で申請することについて、記名を得る。

※ 申請を受け付ける際には、支給申請者に対し、①再支給の申請ではない（過去に住居確保給付金を受けたことがない）、又は②再支給の申請であるが、従前の支給終了後に新たに解雇（本人の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことについて、確認書により誓約させる。

再支給の申請である場合は、「第14 再支給」を参照のこと。



(2) その他伝達すべき事項

- ① 支給期間は3か月であるが、常用就職に至らなかった場合には、支給最終月の末日までに延長等の申請を行い、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において支給要件を満たしている場合、3か月の延長が2回まで可能であること。
- ② 支給額は、第5-1の計算式に基づき算定すること。また、受給期間中に世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額（住宅扶助基準額に基づく額）に達していない場合は、その時点で変更申請することにより支給額の増額が可能となること。
- ③ 住居確保給付金の支給額は家賃相当分（月額）であり、初期費用、共益費、管理費等は対象外であるため、自ら支払う必要があること。家賃額の一部支給の場合においても、実家賃との差額は自ら支払う必要があること。
- ④ 住居喪失者については、基本的には住宅扶助基準に基づく額以下の家賃額の賃貸住宅に入居すること。住居喪失のおそれのある者については、入居している賃貸住宅が住宅扶助基準に基づく額を超える家賃額であっても対象となるが、支給額は住宅扶助基準に基づく額が上限となり、自己負担が発生すること。
- ⑤ 申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできないこと。
- ⑥ 支給開始月において代理受領の方法をとらない場合であって、支給期間中に代理受領の方法に変更することができる場合は、速やかに変更支給申請を行うこと。

(3) 自立相談支援機関は、受給希望者に対し申請書への必要事項の記載等を助言する。

(4) 受給希望者は、申請書に添付書類等を添えて、自立相談支援機関に提出する。

(5) 自立相談支援機関は、本人確認書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請書を受け取る。添付書類等が整っていない場合は、提出を依頼する。

### 3 添付書類

支給申請者が申請書に添えて提出する書類は次のとおりである。

(1) 本人確認書類の写し

次の本人確認書類のいずれかの写し

- ・運転免許証
- ・個人番号カード
- ・住民基本台帳カード
- ・一般旅券

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ・各種健康保険証
- ・住民票の写し・住民票記載事項証明書
- ・戸籍謄本等

本人確認書類の写しの提出があった場合は、必要に応じ、原本を確認し、原本の提示があった場合は申請者の同意を得て複写し、これを徴する。

個人番号カードについては、個人番号記載面は複写してはならない。

## (2) 離職関係書類

申請日を起点に2年以内に離職、廃業をしたことが確認できる書類の写し又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

## (3) 収入関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

## (4) 金融資産関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の、申請日の金融機関の通帳等の写し

## 4 公共職業安定所への求職申込み及び国の雇用施策等の利用状況の確認

- (1) 自立相談支援機関は、公共職業安定所への求職申込みを行っていない支給申請者に対し、申込みを勧奨する。
- (2) 支給申請者は、公共職業安定所から付与された求職番号を、住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A裏面）へ記載し、自立相談支援機関に提出する。
- (3) 雇用施策等（雇用保険及び職業訓練受講給付金）の利用状況については、支給申請者の申告によるものとするが、自立相談支援機関は、必要に応じ、公共職業安定所に対し求職申込・雇用施策利用状況の確認を依頼する。また、緊急の場合は、支給申請者に「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」（様式住-2）を交付し、支給申請者が公共職業安定所に持参し確認を得て再度提出するよう指導する。

## 5 申請書の写しの交付

自立相談支援機関は、提出された申請書に担当印を押印等し、その写しを交付する。その

際、住居喪失者に対しては「入居予定住宅に関する状況通知書」（様式2-1号。以下「予定住宅通知書」という。）、住居喪失のおそれのある者に対しては「入居住宅に関する状況通知書」（様式2-2号。以下「住宅状況通知書」という。）を交付する。

## 6 住居の確保及び賃貸住宅の貸主等との調整

### (1) 申請者が住居喪失者の場合

- ① 自立相談支援機関は、支給申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リスト、理解を得られた不動産媒介業者や、地域に存する居住支援法人の情報を提供する等、住居確保のための支援を行う。
- ② 支給申請者は、不動産媒介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保する。
- ③ 不動産媒介業者等は、支給申請者の入居希望の住宅が確定した後に、支給申請者が持参した予定住宅通知書に必要事項を記載して、支給申請者に交付する。
- ④ 支給申請者は、交付を受けた予定住宅通知書を自立相談支援機関に提出する。【追加提出書類①-1】

### (2) 申請者が住居喪失のおそれのある者の場合

- ① 支給申請者は、入居住宅の不動産媒介業者等に対し、申請書の写しを提示して、必要事項を記載した住宅状況通知書の交付を受ける。
- ② 支給申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添付して、交付を受けた住宅状況通知書を自立相談支援機関に提出する。【追加提出書類①-2】
- ③ 支給申請者のうち、代理受領によらず、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払う場合は、クレジットカードで支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し等）を自立相談支援機関に提出する。【追加提出書類②】

## 7 審査

- (1) 自立相談支援機関は、3、4及び6の申請書類が一式そろった時点で受付印を押印し、広域振興局に送付する。
- (2) 広域振興局は、提出された申請書、添付書類(1)～(4)及び追加提出書類①～②に基づき、支給申請の審査を行う。
- (3) 広域振興局は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、支給申請者の資産及び収入の状況について、法第22条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは支給申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることができる。「資料提供・報告依頼書」（様式住-8）に、当該事項についての支給申請者等の同意を含む申請書及び確認書の写しを

添付する。

- (4) 審査の結果、申請内容が適正であると判断された支給申請者に対しては
- ① 当該支給申請者が住居喪失者である場合、広域振興局は対象者証明書を自立相談支援機関経由で交付する。その際、自立相談支援機関は、対象者証明書の交付をもって求職活動等を開始することを伝達し、「住居確保報告書」（様式5号）を交付する。
  - ② 当該支給申請者が住居喪失のおそれがある者である場合、広域振興局は「住居確保給付金支給決定通知書」（様式7-1号。以下「決定通知書」という。）を自立相談支援機関経由で交付する（9 支給決定等を参照）。
- (5) なお、審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断された支給申請者に対しては、広域振興局は、不支給の理由を明記の上、「住居確保給付金不支給通知書」（様式4号）を自立相談支援機関経由で交付する。
- 自立相談支援機関は、不動産媒介業者等に不支給の旨連絡を入れる。

## 8 住居喪失者の住宅の賃貸借契約の締結

- (1) 住居喪失者は、予定住宅通知書を交付した不動産媒介業者等に対し、対象者証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結する。
- (2) この際、総合支援資金のうち住宅入居費の借入申込みを行っている者は、その申請書の写しも提示する必要がある、その場合、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となる。
- (3) 住居喪失者は、住宅入居日から7日以内に、「住居確保報告書」（様式5号）に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して自立相談支援機関に提出する。提出を受けた自立相談支援機関は住居確保報告書等を広域振興局に回付する。

## 9 支給決定等

- (1) 支給決定に当たっては、住居喪失者、住居喪失のおそれのある者にかかわらず、安定した居住の確保のため、借地借家法（平成3年法律第90号）の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約に限るものとし、賃貸借契約書の写しの提出を必須とする。
  - (2) 支給申請者が住居喪失者である場合、住居確保報告書の内容を審査後、支給決定を行い、決定通知書を自立相談機関経由で交付する。
- 支給申請者が住居喪失のおそれがある者である場合、審査の結果、申請内容が適切であると判断された支給申請者に対しては、直ちに支給決定を行い、決定通知書を自立相

談支援機関経由で交付する（7-(4)②）。

- (3) 決定通知書を交付する際に、自立相談支援機関は、受給者に対し下記のとおり伝達する。
- ① 改めて確認書の誓約事項1の内容を実行すること。
  - ② 決定通知書の写しを不動産媒介業者等に提出すること。
- (4) 併せて、「常用就職届」（様式6号）、「職業相談確認票」（様式住-6）及び「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」（様式住-7）を交付する。
- (5) 自立相談支援機関は、住居確保給付金の支給決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所、総合支援資金の貸付を受けている者については町村社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供する。
- (6) 自立相談支援機関は、必要に応じて、受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行う。また、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、必要に応じて、受給者へ支給した住居確保給付金が賃料の支払いに充てられていることを確認する（利用明細の写し等）。

## 10 常用就職及び就労収入の報告

### (1) 常用就職の報告

支給決定後、常用就職した場合には、受給者は常用就職届を自立相談支援機関に対し提出する。

### (2) 就労収入の報告

上記(1)による報告を行った受給者は、報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月、自立相談支援機関に提出する。

### (3) 規則第3条第2号に基づく受給者の収入の報告について

受給者は、収入額を確認することができる書類を、毎月、自立相談支援機関に提出する。

## 第9 支給額等の変更

### 1 支給額等の変更

原則として、住居確保給付金の支給決定後の支給額の変更は行わない。

ただし、下記(1)～(3)の場合に限り、受給者から変更申請があった場合は、支給額の変更を行う。また、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合であって、

(4)に当たる場合は、支給方法の変更を行う。

(1) 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合

(2) 世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額（住宅扶助基準に基づく額）に達していない場合

(3) 借主の責めによらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の広域振興局の所管区域内での転居が適当である場合

(4) 貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理受領の方法によることとなった場合

## 2 手続等

(1) 支給額の変更は住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うこととする。

(2) 受給額の変更等をしようとする受給者は、「住居確保給付金変更支給申請書」（様式1-3号）を自立相談支援機関に提出する。

(3) 広域振興局において変更決定し、「住居確保給付金変更支給決定通知書」（様式7-3号）を、自立相談支援機関経由で受給者に交付した上で、支給額等を変更する。

## 第10 支給の停止及び再開

### 1 支給の停止及び再開

(1) 受給者が住居確保給付金を受給中に、国の雇用施策による給付を受給することとなった場合には、支給を停止する。

(2) 国の雇用施策による給付の受給が終了した後、受給者本人から希望があれば、支給を再開する（ただし、通算支給期間は原則3か月であり、最長でも9か月）。

### 2 手続等

(1) 国の雇用施策による給付の受給が決定した受給者は、自立相談支援機関に「住居確保給付金支給停止届」（様式9-1号）を提出する。

(2) 広域振興局は、当該受給者に「住居確保給付金停止通知書」（様式9-2号）を、自立相談支援機関経由で交付する。

(3) 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、訓練修了時まで「住居確保給付

金支給再開届」(様式9-3号)を自立相談支援機関に提出する。

- (4) 広域振興局は、当該受給者に「住居確保給付金支給再開通知書」(様式9-4号)を自立相談支援機関経由で交付する。

## 第11 支給の中断及び再開

### 1 支給の中断、再開

- (1) 受給者が住居確保給付金を受給中に、疾病又は負傷により、第4-2(1)に定める求職活動を行うことが困難となった場合、本人からの申請により、支給を中断する。
- (2) 中断期間中、原則として毎月1回、中断者から面談、電話、電子メール等により、体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を再開する意思について確認を行うものとする。
- (3) 心身の回復により求職活動を再開できるときは、本人からの申請により、支給を再開する(ただし、通算支給期間は、中断前の受給期間も含め最長9か月)。

### 2 手続等

- (1) 疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった受給者が、支給の中断を希望する場合は、自立相談支援機関に「住居確保給付金支給中断届」(様式10-1号)及び疾病又は負傷により求職活動が困難である旨を証明する文書(医師の交付する診断書等)を提出する。
- (2) 広域振興局は、当該受給者に「住居確保給付金中断通知書」(様式10-2号)を自立相談支援機関経由で交付する。
- (3) 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、心身の回復により求職活動を再開することを要件として、「住居確保給付金支給再開届(疾病又は負傷)」(様式10-3号)を自立相談支援機関に提出する。
- (4) 広域振興局は、当該受給者に「住居確保給付金支給再開通知書(疾病又は負傷)」(様式10-4号)を自立相談支援機関経由で交付する。

## 第12 支給の中止

### 1 支給の中止

下記のいずれかの要件に該当した場合、広域振興局は住居確保給付金の支給を中止する。自立相談支援機関は、次の(1)から(10)の事実が判明した場合、できる限り証拠をもって、

早急に広域振興局に報告する。

(1) 受給者が、誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する広域振興局の指示に従わない場合、原則として(※)当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。

※ 住居確保給付金の支給がなされた後に、当該事実を確認した場合は、確認後、速やかに支給を中止する。

(2) 受給者が常用就職（支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む。）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、原則として(※)収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止する。

また、受給者が常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合は支給を中止できる（この場合の取扱いは(1)に準ずる。）。

※ 収入に変動がある場合等1か月の収入では判断をしかねる場合は、受給者の自立のため2か月目の収入を確認してから判断を行っても差し支えない。

(3) 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の広域振興局の所管区域内での転居が適当である場合を除く。）については、原則として(※)退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。

※ 住居確保給付金の支給がなされた後に、当該事実を確認した場合は、確認後、速やかに支給を中止する。

(4) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった受給者については、直ちに支給を中止する。

(5) 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。

(6) 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。

(7) 受給者が生活保護費を受給した場合は、生活保護担当部局と調整の上、支給を中止する。

(8) 支給決定後、受給者が疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は、支給を中止する。



(9) 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合、原則として支給を中止する。

(10) 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じたときは、中止する。

## 2 手続等

広域振興局は、1(1)～(10)により支給を中止した場合には、受給者に対して「住居確保給付金支給中止通知書」(様式8号)を自立相談支援機関経由で交付する。

## 第13 支給期間の延長等

### 1 支給期間の延長等

住居確保給付金の支給期間は3か月であるが、支給期間中に受給者が常用就職できなかった場合(常用就職したものの、収入基準額を超えない場合も含む。)又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であって、引き続き住居確保給付金の支給が就職の促進に必要であると認められる場合は、申請により、3か月の支給期間を2回まで延長及び再延長をすることができる。

なお、引き続き支給が必要と認められる場合とは、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において、第4-1(②アを除く。)を満たしている場合とする。ただし、その支給額は延長等の申請時の収入に基づいて第5-1によって算出される金額とする。

## 2 手続等

受給者が支給期間の延長又は再延長を希望する際は、支給期間の最終の月の末日(第12により中止される場合を除く。)までに「住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)」(様式1-2号)を自立相談支援機関に提出する。

広域振興局は、当該受給者が支給期間中に求職活動等を誠実かつ熱心に行っていたか、第4-1(②アを除く。)に定める支給要件に該当しているかを勘案の上、上記1による延長等の要件を満たすと判断された場合は延長等の決定を行い、当該受給者に「住居確保給付金支給決定通知書(期間(再)延長)」(様式7-2号)を自立相談支援機関経由で交付する。

## 第14 再支給

受給者が、住居確保給付金の受給期間の終了後に、新たに解雇(受給者の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。)された場合、第4-1に規定する支給要件に該当する者については、第5の支給額、第6の支給期間等により、再支給することができるものとする。

再支給に係る支給申請を受け付ける際には、申請者に対し、従前の支給終了後に新たに解雇(本人の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。)されたことについて、確認書に

より誓約させる。

なお、「従前の支給終了後」とは、過去に複数回の支給決定を受けている場合は、「直前の支給終了後」をいい、「新たに解雇」とは、過去に複数回離職している場合は、「直前の離職」をいう。

## 第 15 不適正受給への対応

### 1 不適正受給者への対応

住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、広域振興局は、既に支給された給付の全額又は一部について受給者又は受給者であった者から徴収することができる（法第 18 条第 1 項）。

犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力をを行い、厳正な対応を行うこと。

### 2 不適正受給防止のための取組

- (1) 自立相談支援機関は、支給申請を受け付ける際、本人確認書類の写しは必ず提出させることとする。
- (2) 自立相談支援機関は、受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認することにより、再支給等の不適正受給を防止する。
- (3) 住居喪失者に対しては、原則として住宅入居後に住民票の写しの提出を求める。
- (4) 自立相談支援機関は、必要に応じ、支給対象者及び受給者の住宅訪問及び居住実態の確認を行うことにより、居住環境や生活面の支援に併せて、架空申請や又貸し等の不適正受給を防止する。
- (5) クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合は、必要に応じて、受給者へ支給した住居確保給付金が賃料の支払いに充てられていることを確認する（利用明細の写し等）。

## 第 16 関係機関との連携等

- 1 広域振興局は、自立相談支援事業を外部に委託する場合において、自立相談支援機関との情報伝達は、遺漏なく確実に行うよう留意する。
- 2 自立相談支援機関は、支給対象者及び受給者等の状況等について情報共有する等、広域振興局、公共職業安定所、社会福祉協議会、居住支援協議会等関係機関との連携を緊密に行う

ものとする。

3 自立相談支援機関は、住居確保給付金の各決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所、総合支援資金等の貸付を受けている者については町村社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供する。

4 自立相談支援機関及び広域振興局は、暴力団関係者の排除のため、警察等との連携を十分図るとともに、申請者の暴力団員該当性等について情報提供依頼を行う。

**(1) 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除**

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する予定住宅通知書又は住宅状況通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該書類を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用する等している不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用する等している不動産媒介業者等

**(2) 不動産媒介業者等が暴力団員等と関係を有していた場合の取扱い**

住居確保給付金の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等が関わる給付の振込を中止する。

## 5 その他

公共職業安定所から自立相談支援機関に誘導される受給希望者が多数であることから、日常的に情報共有を図り、相互の施策の理解を深めるとともに、円滑に支給事務が行われるよう努める。就労支援についても、受給者の状況を把握、共有し、より効果的な支援を連携して行うこととする。

また、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進し、より効果的な支援を行うため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）に基づく「居住支援協議会」や「居住支援法人」との連携を図るものとする。

## 第 17 行政不服申立

### 1 行政不服申立の対象となる処分及び不服申立先

住居確保給付金に関する決定は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）上の行政庁の処分に該当し、当該処分に不服がある場合は、同法第 2 条に基づき、岩手県知事に対して審査請求を行うことができる。

また、住居確保給付金に関する処分に関する不作為については、同法第 3 条の規定に基づき、岩手県知事に対して不作為についての審査請求を行うことができる。

### 2 審査請求期間

処分についての審査請求期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内とされている。また、当該期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、原則として、審査請求をすることができない。

### 3 処分庁による教示

広域振興局長は、住居確保給付金に関する決定を行う場合には、決定の相手方（申請者）に対し、当該決定につき審査請求ができる旨並びに審査請求をすべき審査庁（岩手県知事）及び審査請求ができる期間を書面で教示（通常は決定通知書に記載）しなければならない。

併せて、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、当該処分に係る取消訴訟の出訴期間を教示しなければならない。

## 第 18 留意事項

1 住居確保給付金の支給事務に当たっては、本要領に定めるところによるほか、「住居確保給付金の手引き」（厚生労働省通達）等に基づき実施するものとする。

2 住居確保給付金の支給事務に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 20 日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和 3 年 9 月 21 日から施行する。

## 別表

広域振興局名		所管区域
盛岡広域振興局	保健福祉環境部	雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
県南広域振興局	保健福祉環境部	西和賀町、金ヶ崎町、平泉町
沿岸広域振興局	保健福祉環境部	住田町、大槌町
	保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター	山田町、岩泉町、田野畑村
県北広域振興局	保健福祉環境部	野田村、普代村、洋野町
	保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター	一戸町、軽米町、九戸村